

市民が主役のまちづくり事業支援制度

Q & A

(よくある質問と回答)

目次

(1) 申請

- Q1-1 1つの事業で5回の補助を受けた団体が、別の新しい事業で申請することはできますか？
- Q1-2 今まで補助を受けずに実施してきた事業を申請することはできますか？
- Q1-3 「既存の事業を充実・拡大する」とはどのようなものですか？
- Q1-4 企業で申請することはできますか？
- Q1-5 「今年のテーマ」は、前年度に採択された事業も申請できますか？
- Q1-6 過去に3回、文化総合（自由企画）タイプで補助金の交付を受けたことがありますが、他のタイプで申請することはできますか？
- Q1-7 未来の担い手タイプにおける「学生主体」かどうかの判断はどのように行うのですか？

(2) プレゼンテーション

- Q2-1 プレゼンテーションへの出席は必須ですか？
- Q2-2 発表する人数に制限はありますか？

(3) 予算

- Q3-1 果物の苗を購入することはできますか？
- Q3-2 会議の際のお茶代は対象になりますか？
- Q3-3 講師等が自家用車を使用する場合の交通費の計算方法を教えてください。
- Q3-4 講師等が自家用車を使用する場合の高速道路料金は補助対象となりますか？
- Q3-5 イベント等の参加者を対象とした傷害保険料は対象となりますか？
- Q3-6 団体会員のみを対象とした講習会や勉強会についての講師謝礼等は、補助対象となりますか？

(4) 補助金

- Q4-1 補助金の対象経費として認められるのはいつからですか？
- Q4-2 補助金を事業実施の前に受け取ることはできますか？
- Q4-3 補助金を受け取るために、新しく銀行口座を作る必要はありますか？
- Q4-4 概算払いを請求した場合、入金はいつ頃されますか？

(5) 活動中

- Q5-1 予算に計上していなかったものは、補助対象とならないのですか？
- Q5-2 予算の流用とはなんですか？
- Q5-3 予算の流用に上限はありますか？
- Q5-4 飲み物を事前にまとめて購入することは可能ですか？
- Q5-5 飲み物は大きなペットボトルなどでまとめて購入することはできますか？
- Q5-6 物品の販売はできますか？

(1) 申請

- Q1-1 1つの事業で5回の補助を受けた団体が、別の新しい事業で申請することはできますか？
 - A 以前に支援を受けた事業を止めて、別の新しい事業を実施する場合は、新規事業とは認められません。支援を受けた事業を継続しつつ、新たに事業を展開する場合は新規事業として申し込みできます。

- Q1-2 今まで補助を受けずに実施してきた事業を申請することはできますか？
 - A 初めて市民が主役のまちづくり事業に応募する場合、既に実施している事業をそのままの内容で申請することはできません。ただし、既存の事業を充実・拡大する場合は対象となります。

- Q1-3 「既存の事業を充実・拡大する」とはどのようなものですか？
 - A 例えば、今までの活動に加えて、新しいことを始めたり、活動の対象範囲を広げたりするようなものをいいます。

- Q1-4 企業で申請することはできますか？
 - A 営利活動を目的とする団体による事業は補助の対象となりません。
なお、企業内の有志で任意の団体を結成して申請することはできますが、企業のPRに繋がるような事業は補助の対象となりません。

- Q1-5 「今年のテーマ」は、前年度に採択された事業も申請できますか？
 - A 前年度から継続して同じテーマが設定された場合には、前年度の採択事業も申請できます。

Q1-6 過去に3回、文化総合（自由企画）タイプで補助金の交付を受けたことがありますが、同じ事業を他のタイプで申請することはできますか？

A 原則として、事業の区分（タイプ）を変更する場合は継続事業ではなく新規事業として扱います。ゆえに、募集要項 P1 記載の補助の対象となる事業の要件⑤「新たに行う事業、又は既存事業を充実・拡大するものであること。」を満たす必要があります。

そのため、同じ事業を実施する場合は、同じ補助タイプで申請をしていただくことになります。

ただし、制度改正により、これまで申請していたタイプがなくなってしまった場合や、補助限度額等が大幅に変わった場合については、当該変更後の初回申請時に限り、継続事業として他のタイプに移行することを認めます。

Q1-7 未来の担い手タイプにおける「学生主体」かどうかの判断はどのように行うのですか？

A 君津市市民が主役のまちづくり事業支援補助金交付要綱第2条第2項イにおいて、事業の区分が未来の担い手の場合の団体の要件として、「会員の過半数の者が学生であること。」と定められているため、最低限、会員の過半数の者が学生であることを満たす必要があります。

その上で、活動内容についても学生の活動が主たるものとなっている事業であれば、未来の担い手タイプで申請をすることができます。

(2) プレゼンテーション

Q2-1 プレゼンテーションへの出席は必須ですか？

A プレゼンテーションへの出席は必須となります。

Q2-2 発表する人数に制限はありますか？

A 原則2名とします。3人以上での発表を希望される場合には事前にご連絡ください。

(3) 予算

Q3-1 果物の苗を購入することはできますか？

A 原則として果物の苗は対象となりません。

Q3-2 会議の際のお茶代は対象になりますか？

A 団体の会員のみで実施する会議の場合は対象となりません。外部から市民等が参加する会議の場合は、団体の会員を含めて対象となります。

Q3-3 講師等が自家用車を使用する場合の交通費の計算方法を教えてください。

A 自家用車を使用する場合の交通費は 1km あたり 30 円となります。会場から講師等の自宅までの距離を地図で確認して計算してください。

(例) 会場から講師自宅まで片道 50km の場合

$50 \text{ (km)} \times 2 \text{ (往復)} \times 30 \text{ 円} = 3,000 \text{ 円}$

Q3-4 講師等が自家用車を使用する場合の高速道路料金は補助対象となりますか？

A 高速道路料金は Q3-3 の交通費に含まれます。そのため、別途計上することはできません。

Q3-5 イベント等の参加者を対象とした傷害保険料は対象となりますか？

A 対象となります。傷害保険が必要な場合には予算に計上してください。会員のけが等については、市で加入している保険の対象となる場合がありますのでご相談ください。

Q3-6 団体会員のみを対象とした講習会や勉強会についての講師謝礼等は、補助対象となりますか？

A 広く一般の方々に開かれた講習会や勉強会でなければ対象となりません。

(4) 補助金

Q4-1 補助金の対象経費として認められるのはいつからですか？

A 補助対象経費として認められるのは、原則として「補助金交付決定通知書」の通知日以降となります。ただし、桜の開花時期に合わせる必要がある等、交付決定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に重大な支障が生じうる場合には、「審査結果通知書」の通知日以降とすることができますので、事前にご相談ください。

Q4-2 補助金を事業実施の前に受け取ることはできますか？

A 事業実施の前に受け取ることができます。補助金の交付決定後に概算払いについてご案内いたしますので、案内にしたがって手続きをしてください。概算払いで受け取った補助金は、事業終了後に精算を行います。

Q4-3 補助金を受け取るために、新しく銀行口座を作る必要はありますか？

A 既存の口座を使用いただけます。ただし、補助金を受け取ることができるのは、口座の名義が、「団体名の入ったもの」又は「代表者個人のもの」に限られます。

Q4-4 概算払いを請求した場合、入金はいつ頃されますか？

A 書類不備等がなければ、おおむね3週間から4週間後に入金されます。

(5) 活動中

Q5-1 予算に計上していなかったものは、補助対象とならないのですか？

A 予算を使う前にご相談ください。

原則として、予算書どおりに事業を進めていただきますが、事業のために必要があれば、予算の一部を流用することができます（「備品購入費」と「個人に帰属する性質のもの」にあたる経費）については、予算書に記載のないもの（認められなかったものを含む）を購入することはできません。）。

Q5-2 予算の流用とはなんですか？

A 科目を超えて予算を変更することをいいます。例えば「印刷製本費」を1万円減らす代わりに、「消耗品費」を1万円増やすような場合を言います。

Q5-3 予算の流用に上限はありますか？

A 補助対象経費総額の1割までとなります。また、「報償費」と「食糧費」については、増額の変更はできません。

（例）総事業費50万円、補助対象経費総額40万円、補助金額28万円の事業の場合

⇒ 流用の上限額は40万円×1割=4万円

①「印刷製本費」から「消耗品費」に4万円を流用 ⇒ ○可

②「印刷製本費」から「消耗品費」に2万円、

「原材料費」から「通信運搬費」に3万円を流用 ⇒ △一部不可

（4万円を超える部分は補助対象外となります）

③「消耗品費」内で5万円の使い道を変更 ⇒ ○可

④「消耗品費」から「報償費」に1万円を流用 ⇒ ×不可

（「報償費」の増額変更はできません）

Q5-4 飲み物を事前にまとめて購入することはできますか？

A 可能です。ただし、天候等により中止の可能性がある場合には、余剰が出ないように2～3回に分けて購入するなどの工夫をしてください。

Q5-5 飲み物は大きなペットボトルなどでまとめて購入することはできますか？

A 1人1日あたり200円以下の範囲であればまとめて購入できます。

Q5-6 物品の販売はできますか？

A 原則として、原材料費に補助金を使ったものを販売することはできません。補助金を使用せずに作成したものであれば可能です。